

特記仕様書

業務概要

- 1 業務名 産業技術センター（本館）暖房用ボイラー運転及び保守管理業務
- 2 業務場所 秋田市新屋町字砂奴寄4-11
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
ただし、令和8年4月16日から令和8年10月31日までは運転及び保守管理を休止する。
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務委託共通仕様書」（別添）による。

業務範囲

1 暖房用設備の概要

①暖房用ボイラー

川崎重工製 KF-2000（小型貫流ボイラー） 1基
最高使用圧力 9.8Mpa 常用圧力 0.49～0.88Mpa
実際蒸発量 1,677 kg/h 伝熱面積 9.8 m²
使用燃料 A重油

②付帯設備

給水タンク、硬水軟化装置、薬液注入装置、地下重油タンク、
硬度リークセンサ、オイルサービスタンク、スチームヘッダー、
真空給水ポンプ、各種ポンプ類
排煙濃度計、C棟熱交換機、研修棟空調機、暖房設備電力配電盤

2 業務内容

①暖房用ボイラーの運転

午前7時30分から午後4時（ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く）

②暖房用ボイラー及び付帯設備の点検及び保守

別表のとおり

③休缶処理

ボイラーの休止にあたっては、満水保存法により休缶処理を実施する。

3 業務に従事する者

ボイラー運転期間中は1名常駐することとし、ボイラー技士（1級または2級）および危険物取扱者（乙4種または甲種）の資格を有すること。

(別表)

日 常 点 検		定 期 点 検	
回数	点 検 項 目	回数	点 検 項 目
1/時	圧力水位燃焼状態	1/月	付属機器の損傷、腐食
1/日	安全弁の機能	〃	バルブ、トラップ、ストレーナー
〃	水面測定装置		の清掃
〃	ボイラー缶水のブロー		
〃	給水装置の点検		
〃	安全装置の点検		
〃	排煙濃度のチェック		
〃	軟水器硬度チェック	随時	軟水器の再生、硬度リークセンサー保守
〃	ボイラー水アルカリ度チェック	1/月	ボイラー缶水の分析
〃	薬注器液残量点検	随時	薬注器への薬品補充
2/日	給水温度のチェック		
1/時	給水タンク水量の確認		
1/日	油量計機能点検	1/月	オイルストレーナーの掃除
〃	フロートスイッチ機能点検	〃	スラッジの点検
〃	バルブ配管類の油漏れ		
〃	異常音、振動の有無	1/週	カップリング軸受の点検
〃	漏れ及び圧力の点検		
1/日	圧力計機能点検	1/月	トラップ類の点検
〃	バルブ類の漏れ点検		
〃	減圧弁の機能点検		
随時	機能の異常の有無		
〃	配線端子の異常の有無		
〃	表示灯ランプの点灯		
1/日	煙突、煙道の損傷の有無	1/月	灰の堆積、水溜の有無